運輸安全マネジメントに関する公表

荒木運送株式会社

荒木運送株式会社は、運輸安全マネジメントを策定して以下の事項を公表するとともに、全 社一丸となって輸送の安全確保に取り組んでまいります。

≪輸送の安全に関わる基本方針≫

当社は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社長、安全統括管理者、運行管理者が中心となって、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させてまいります。また、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。

≪輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況について≫

期間:令和6年4月1日~令和7年3月31日

年間不適合発生率の低減を目指す。

目標:車両事故(対人、対物) 3件/年以下

不適合内容

- ① 左折時に 250 ccバイクが車両左側を抜けようとして当社のトラックに接触し、人身事故となった。
- ② 施設内の手摺に自車が接触し、物損事故となった。
- ③ 停車中に、大型車が左折する時に邪魔になると判断し、慌てて後方を確認せずにバックしたために後方の車両に衝突した。

人身事故1件、重大事故の発生は0件であった。

2024 年度目標 3 件/年以下の目標は達成できた。

≪自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計≫ 2024年度(令和6年4月1日~令和7年3月31日)

(1) 報告件数 0件

≪輸送の安全確保命令・事業改善命令、又は行政処分≫

2024年度(令和6年4月1日~令和7年3月31日)

(2) 報告件数 0件

≪輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統≫ 社長→安全統括管理者→運行管理者→整備管理者→運行管理補助者→乗務員

≪輸送の安全に関する重点施策について≫

- 1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に 定められた事項を遵守いたします。
- 2. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- 3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防処置をします。
- 4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報の伝達、共有に努めます。
- 5. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施いたします。

≪輸送の安全に関する設備投資について≫

被害軽減装置等の導入に努めます。

≪事故、災害等に関する報告連絡体制について≫

ISO14001の緊急対応に準ずる。

≪安全統括管理者の選任≫

運行管理者

≪運行管理規定≫

別紙 運行管理規定

≪輸送の安全に関する教育および研修について≫

「輸送の安全確保」を実現するため乗務員教育、監督者教育を計画的、継続的に実施し、法 令遵守、安全意識の高揚に努めてまいります。

- ① 社内安全講習会、支部安全講習会、点呼などを通じて法令遵守、指示、伝達事項の徹底、情報の共有を図る。
- ② 運転者適性診断、運転記録証明書を活用した運転傾向の把握、健康診断結果に基づく体調管理、事故防止研修会の参加など、個人別管理の充実と法令遵守、輸送の安全確保の意識を高める。
- ③ 運行管理者・整備管理者講習会などへの参加により管理、監督者の法令遵守、輸送の安全確保の意識を高める。

≪輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容≫

輸送の安全に関する内部監査を実施した結果、目標は達成しました。

2025年度も3件/年以下を目標として掲げ必ず達成するように全社一丸となって取り組み、本年も内部監査の充実を図り、一層の輸送の安全向上に努めてまいります。

以上